

令和6年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年1月31日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 徳島市監査委員 | 尾 | 田 | 正 | 則 |
| 同 | 藤 | 原 | | 晃 |
| 同 | 須 | 見 | 矩 | 明 |
| 同 | 井 | 上 | | 武 |

健政発第9号
令和7年1月17日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和6年度定期監査結果（令和6年12月2日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 健康福祉政策課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 給付金に係る過年度の返還金について、調定ができていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギー・食料品物価高等支援給付金に係る返還金（令和5年度分） <p>令和5年度に発生した返還金について、令和5年度中は歳出戻入として扱うため、調定を行う必要はなかったものの、出納整理期間中に戻入されなかった返還金については、令和6年度には収入未済額と同じ扱いとなる。歳入であるため、地方自治法第231条に基づき出納整理期間後速やかに調定を行うべきところ、調定を行っていなかった。</p> <p>関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>原因としては、令和5年度中に支出した後に返還が必要となった給付金（返還金）について、令和6年度に収入未済額として調定が必要となることを十分に認識できていなかったことによるもので、直ちに調定を行いました。</p> <p>今後は、今回の事例を課内で共有するとともに、適切な事務処理について確認するよう課内で周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 健康福祉政策課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 物品購入決裁について、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・コピー用紙、ダブルクリップ等の購入 <p>文具・事務用品の購入契約であるため、「契約監理課長」を購入契約締結の決裁権者とすべきところ、「健康福祉政策課長」の決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>原因としては、事務決裁規程の決裁権者についての認識不足、確認不足であったことから生じたものです。</p> <p>今回の指摘事項について課内で共有するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 健康長寿課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 決裁書に支払方法を前金払とする旨、その理由及び根拠法令の記載がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・自動車賠償責任保険の加入及び自動車重量税の納付について <p>前金払は支出の特例であるため、決裁書に「前金払」とする旨及びなぜ「前金払とする必要があるのかその理由」について明確にする必要がある。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>本件については、支出負担行為伺の作成において、支払方法に関する事項を明記すべきところ、事務担当者及び決裁権者の認識不足、確認不足により記載のないまま事務処理を行ったものです。</p> <p>さらに、前回の定期監査における指摘についても、現任者に指摘内容の引継ぎができていなかったため再発に至ったものです。</p> <p>当該文書については、直ちに「前金払」である旨と、その理由及び根拠法令を記載し、是正いたしました。</p> <p>また、今回の事例及び適正な事務処理について課内で共有を図るとともに、紙及びデータによる指摘事項の引継資料を作成し、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 健康長寿課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 長期継続契約において、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">健康情報総合システム用コンピューター一式の賃貸借契約 契約期間：令和3年9月1日から令和8年8月31日 契約金額：総額 12,507,000 円 (令和3年度支出負担行為額 1,459,150 円) <p>長期継続契約の専決権について、契約初年度は、契約期間全体の総額で判断するため、事務決裁規程別表第1の3の(6)歳出予算の執行に基づき、総額 1,000 万円を超える使用料及び賃借料の決裁権者を「市長」とすべきところ、令和3年度の支出負担行為額から「部長」決裁とされていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>今回の指摘事項は、長期継続契約のうち当該年度のみで決裁権者を判断してしまった、事務決裁規程の適用誤りによるものです。</p> <p>課内において関係法令等に十分注意して、適正な事務処理を確認するよう周知徹底を行うとともに、決裁時のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 保険年金課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 収納率向上のため、一層の取組が必要なものがあつた。</p> <p>現状の国民健康保険料の差押について、最小の経費で最大の効果が発揮されているとは言い難い。収納率の向上については、徳島市行財政改革推進プラン、前回及び今回の定期監査資料において、重点事業として挙げているが、本市の収納率は他都市と比較して著しく低い水準にあると言わざるを得ないため、先進都市の調査研究等により、費用負担の公平化が図られるよう検討されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>人口規模や産業構造が本市と類似している先進都市や近年成果を上げている本市納税課等の取組みを調査研究し、収納率向上対策について、本市国民健康保険料滞納世帯の状況に基づいた効果的な実施方法等を含め検討します。</p> <p>また、基本的な収納対策を積極的かつ着実に実行していくことで、収納率の向上を図ります。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 保険年金課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・封入封緘業務に係る委託料の支払い <p>契約期間：令和4年8月5日から令和10年3月31日まで</p> <p>契約金額：総額 6,637,400 円</p> <p>部長決裁としており、決裁権者は適正であったものの、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。</p> <p>予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、決裁権者等の確認不足によるものであり、速やかに協議を完了しました。</p> <p>今回の指摘事項を課内において共有するほか、今後、規則に基づき適正に処理を行うとともに、確認事項を整理し、決裁の協議完了時には再確認を行うことで、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 高齢介護課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 納入通知を行っている収入について、調定時期が遅いものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険料（現年度分） <p>4月10日付けの納入通知を送付しているが、調定手続きは5月8日に行われていた。歳入の調定は、事後調定にあたるものを除き、納入通知及び収納に先立って行われるべきところ、納入通知送付後に調定を行っていた。</p> <p>会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>納入通知を行っている収入の調定時期が遅かったことについては、歳入の調定手続きに関する認識が十分でなかったことにより調定が納入通知送付後になったものであり、今回の事例について課内で共有するとともに、適正な事務処理を確認するよう周知徹底を行いました。</p> <p>今後は関係法令等に注意し、適正な事務処理に努めるとともに、決裁時のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 高齢介護課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 出勤簿が適正に押印されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険要介護認定調査員の県内出張 <p>「出勤簿の管理等に係る運用指針」（平成24年12月10日人事課通知）の5に定めるとおり、出勤簿に「出張」の表示をすべきところ、表示ができていなかった。</p> <p>運用指針に基づき、適正な管理を行われたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>介護保険要介護認定調査員の県内出張において、出勤簿への押印が適正に行われていなかったことについては、「出勤簿の管理等に係る運用指針」に関する認識が十分でなかったものであり、直ちに課内で今回の事例について共有するとともに、運用指針を回覧し周知徹底を図りました。</p> <p>今後は運用方針に基づく適正な管理を行い、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 障害福祉課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 長期継続契約において、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">福祉医療費助成データ入力業務委託契約 <p>契約期間：令和5年5月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>契約金額：総額 2,087,250 円</p> <p>長期継続契約の専決権について、契約初年度は契約期間全体の総額で判断し、委託料は「新規のもの」として取り扱うため、事務決裁規程別表第1の3の(5)歳出予算の執行に基づき、1件200万円を超え300万円以下の委託料の決裁権者は「副市長」とすべきところ、「課長」決裁となっていた。また、決裁権者の誤りにより、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議もできていなかった。</p> <p>事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>本件は、長期継続契約に係る委託料について、初年度の場合、「新規のもの（単価契約のあるもの及び工事に関する調査、測量、設計等に関するものを除く。）及び定例的でないもの」として取り扱うところ、以前から委託契約を交わしている業務であったため、「定例的なもの」と判断し、契約期間全体の総額から、課長決裁としていたものです。</p> <p>今後は、指摘事項を課内で共有し、事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に則り適正な事務に努めるとともに、当該事務処理で留意すべき項目の確認を徹底します。また、担当者の交替等があった場合にも確実に引継ぎを行うことにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 障害福祉課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 普通財産の貸付契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・土地の有償貸付契約 <p>契約書第5条に定める遅延利息の利率が「年 14.6%（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年 7.3%）」となっており、現行の公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合に適合した規定となっていなかった。</p> <p>公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>本件は、土地の有償貸付に係る契約書における遅延利息の利率について、公有財産規則改正の認識が十分でなかったため、規則内容に則したものとなっていませんでした。</p> <p>今後は、指摘事項を職員内で共有し、公有財産規則に則り、適正な事務に努めるとともに、関係する通知等の確認を徹底します。また、担当者の交替等があった場合にも確実に引継ぎを行うことにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 生活福祉第一課、生活福祉第二課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 会計管理者に調定の通知ができてないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保護者に係る損害賠償金第三者行為求償 <p>課内で調定の決裁を行った後、財務情報システムで確定の処理を行うことで、会計規則第28条に規定する調定の通知が行われたとみなすところ、確定処理が行われていなかった。</p> <p>会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>今回の指摘事項は、調定決裁の途中で調定額の変更の可能性があったため、会計管理者への報告ができていなかったものであり、直ちに会計管理者へ報告を行いました。</p> <p>今後は、分任出納員が、定期的に調定決裁後、速やかに確定処理及び会計管理者への通知ができていないか経理事務担当者及び所管係長に確認し、万一、調定額に変更が生じた場合は、会計規則第22条に基づき、直ちに変更額について調定を行い、適正な事務処理を行うよう周知し、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

健康福祉部 生活福祉第一課、生活福祉第二課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 物品購入決裁について、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・トナーカートリッジの購入 <p>文具・事務用品の購入契約であるため、「契約監理課長」を購入契約締結の決裁権者とすべきところ、「生活福祉課長」決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>今回の指摘事項は、決裁の過程において、経理担当者等が根拠法令の解釈についての錯誤があったため生じたものです。</p> <p>今後は、分任出納員等の決裁権者が、漠然と決裁を回付するのではなく、会計規則に抵触しないかどうか十分審査を行います。</p> <p>また、会計事務処理について定期的に課内研修を実施し、経理担当者の独自解釈がないように会計規則等を十分遵守した事務処理を行うよう周知し、再発防止に努めます。</p> |